

「非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて」（平成22年2月5日国自環第248号）の一部を改正する通達 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

最終改正：平成29年4月14日 国自環第12号

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて</p> <p>指定自動車等以外の非認証車、消音器改造車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについては、下記のとおりとするので、今後はこれにより取り扱われる。</p> <p>なお、別紙のとおり、関係自動車検査機関及び関係団体あて通知したので申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 非認証車に係る公的試験機関成績表について 公的試験機関が、指定自動車等以外の非認証車に対して、細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」による試験の結果又は協定規則第41号第4改訂版補足第5改訂版若しくは協定規則第51号第3改訂版補足改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面として加速走行騒音試験結果成績表（「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（平成23年6月30日付け国自環第70号。以下「改造車の新規検査時提出書面通達」という。）<u>7</u>の規定に基づく加速走行騒音試験結果成績表をいう。以下同じ。）を発行する場合の取扱いは、次のとおりとする。 （1）～（2）（略）</p> <p>2. （略）</p> <p>3. 指定自動車等の新規検査時に提出する公的試験機関成績表について （1）公的試験機関が、消音器を改造した指定自動車等に対して、改造車の新規検査時提出書面通達記6.（1）②、<u>6.（2）②</u>又は<u>6.（3）②</u>の規定に基づく加速走行騒音試験結果を表す書面として加速走行騒音試験結果成績表を発行する場合は、1.（1）前段の規定を準用する。 （2）改造車の新規検査時提出書面通達記6.（1）①、<u>6.（2）①</u>又は<u>6.（3）①</u>の規定に基づき提出される加速騒音試験結果を表す書面は、公的試験機関又は自動車製作者等により実施された加速走行騒音試験結果成績表の写しで差し支えないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて</p> <p>指定自動車等以外の非認証車、消音器改造車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについては、下記のとおりとするので、今後はこれにより取り扱われる。</p> <p>なお、別紙のとおり、関係自動車検査機関及び関係団体あて通知したので申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 非認証車に係る公的試験機関成績表について 公的試験機関が、指定自動車等以外の非認証車に対して、細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」による試験の結果又は協定規則第41号第4改訂版補足第4改訂版に基づく加速走行騒音試験の結果を表す書面として加速走行騒音試験結果成績表（「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（平成23年6月30日付け国自環第70号。以下「改造車の新規検査時提出書面通達」という。）<u>別添10又は別添11の加速走行騒音試験結果成績表</u>をいう。以下同じ。）を発行する場合の取扱いは、次のとおりとする。 （1）～（2）（略）</p> <p>2. （略）</p> <p>3. 指定自動車等の新規検査時に提出する公的試験機関成績表について （1）公的試験機関が、消音器を改造した指定自動車等に対して、改造車の新規検査時提出書面通達記6.（1）②又は<u>6.（2）②</u>の規定に基づく加速走行騒音試験結果を表す書面として加速走行騒音試験結果成績表を発行する場合は、1.（1）前段の規定を準用する。 （2）改造車の新規検査時提出書面通達記6.（1）①又は<u>6.（2）①</u>の規定に基づき提出される加速騒音試験結果を表す書面は、公的試験機関又は自動車製作者等により実施された加速走行騒音試験結果成績表の写しで差し支えないものとする。</p>